

社会福祉法人 中野共愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中野共愛会の役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事長、理事、評議員の報酬年額)

第3条 理事長、理事、評議員の報酬年額については別紙1に定める。

(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の実費弁償額)

第4条 理事及び監事が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会等出席	円	1,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席	円	1,000円

3 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、報酬日額3,000円を支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第5条 理事長が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1の報酬日額を支払うことができる。

2 理事が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1の報酬日額を支払うことができる。

3 監事が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設

の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1の報酬日額をを支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	5,000 円	5,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は一部改正し、令和2年3月12日より施行する。

別表 1

名 称	報酬年額	報酬日額
理 事 長 報 酬	60,000 円	4,000 円
理 事 及 び 評 議 員 報 酬	5,000 円	4,000 円
監 事 報 酬	5,000 円	4,000 円